

保安林指定施業要件変更予定告示附属明細書

(令和8年9月29日 愛媛県告示第1010号附属)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市松瀬川字本谷乙327の1、乙327の5から乙327の9まで、乙327の11から乙327の22まで、乙327の24、乙327の26から29まで、乙327の32、乙327の33、乙327の41から乙327の43まで

(2) 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、重信川区域の水源の^{かん}涵養のために指定された保安林（当該保安林が2以上あるときは、その集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が2以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第34条第1項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、10ヘクタールとする。

(ウ) (3)に定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。）を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに10分の4（(3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合）を乗じた材積とする。

全部

$$\frac{V_o - V_s \times 7 / 10}{V_o}$$

次の算式

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (エ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実にであると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植 栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

全部

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（3,000本）、クヌギ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽

することを要しないものとする。

全部

スギ (1,900 本)、ヒノキ (2,400 本)、マツ (3,000 本)、クヌギ (3,000 本)
又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東温市松瀬川字本谷乙 297 の 1 から乙 297 の 3 まで、乙 298、乙 300、乙 301、乙 304、乙 305、乙 307 の 1、乙 307 の 2、乙 308 の 1、乙 308 の 2、乙 309 の 1、乙 309 の 2、乙 310 の 1 から乙 310 の 3 まで、乙 311 の 1 から乙 311 の 3 まで、乙 312 の 1、乙 312 の 2、乙 313、乙 315 から乙 318 まで、乙 320 の 2、乙 320 の 3、乙 321 の 1 から乙 321 の 3 まで、乙 322 の 1 から乙 322 の 3 まで、乙 323 の 2、乙 324 の 1、乙 324 の 2、乙 325 の 1、乙 325 の 2、乙 327 の 1、乙 327 の 3、乙 327 の 11 から乙 327 の 22 まで、乙 327 の 24、乙 327 の 26 から 29 まで、乙 327 の 32、乙 327 の 33、乙 327 の 41 から乙 327 の 44 まで、乙 328、乙 336 の 1、乙 339 の 1、乙 340、乙 344

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐による伐採をすることができる箇所は、樹冠疎密度が 10 分の 8 以上の箇所とする。

イ 立木の伐採の限度

(ア) 伐採年度ごとに皆伐をすることができる面積の限度は、重信川区域の土砂の流出の防備ために指定された保安林（当該保安林が 2 以上あるときは、その集団。以下(ア)において同じ。）のうちその立木の伐採につき択伐が指定されている森林（保安林の機能の維持又は強化を図るために皆伐による伐採をすることができるものを除く。）及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外の森林の面積を当該保安林についての植栽の指定に係る樹種又は更新期待樹種の標準伐期齢（これらの樹種が 2 以上あるときは、それらの標準伐期齢の面積加重平均年齢）に相当する数で除して得た面積（以下「総年伐面積」という。）に前伐採年度における伐採につき森林法第 34 条第 1 項の許可をした面積が当該前伐採年度の総年伐面積に達していない場合には、その達するまでの部分の面積を加えて得た面積とする。

(イ) 伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる 1 箇所当たりの面積の限度は、10 ヘクタールとする。

(ウ) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の

立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは、10分の3とする。)を乗じた材積とする。ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに10分の3を乗じた材積とする。

字本谷乙304、乙311の1から乙311の3まで、乙312の1、乙312の2、乙324の1、乙324の2 所在の森林

- (エ) ウに定める森林についての、伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率(当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合又は次の算式により算出された割合のいずれか小さい割合をいい、その割合が10分の4を超えるときは、10分の4とする。)を乗じた材積とする。

ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、次に掲げる森林ごとに10分の4((3)に定める森林につきその割合が次の算式により算出された割合を超える場合には、次の算式により算出された割合)を乗じた材積とする。

字本谷乙297の1から乙297の3まで、乙298、乙300、乙301、乙305、乙307の1、乙307の2、乙308の1、乙308の2、乙309の1、乙309の2、乙310の1から乙310の3まで、乙313、乙315から乙318まで、乙320の2、乙320の3、乙321の1から乙321の3まで、乙322の1から乙322の3まで、乙323の2、乙325の1、乙325の2、乙327の1、乙327の3、乙327の11から乙327の22まで、乙327の24、乙327の26から29まで、乙327の32、乙327の33、乙327の41から乙327の44まで、乙328、乙336の1、乙339の1、乙340、乙344 所在の森林

$$\frac{V_o - V_s \times 7 / 10}{V_o}$$

次の算式

V_o : 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積

V_s : 当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積

- (エ) 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は原則として、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実にであると認められる範囲内の材積とする。

ウ 植 栽

- (ア) 次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、都道府県知事の許可又は国有林を管理する国の機関があらかじめ都道府県知事に協議し当該協議の同意（以下「許可等」という。）がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間に限り、植栽することを要しないものとする。

字本谷乙297の1から乙297の3まで、乙298、乙300、乙301、乙305、乙307の1、乙307の2、乙308の1、乙308の2、乙309の1、乙309の2、乙310の1から乙310の3まで、乙313、乙315から乙318まで、乙320の2、乙320の3、乙321の1から乙321の3まで、乙322の1から乙322の3まで、乙323の2、乙325の1、乙325の2、乙327の1、乙327の3、乙327の11から乙327の22まで、乙327の24、乙327の26から29まで、乙327の32、乙327の33、乙327の41から乙327の44まで、乙328、乙336の1、乙339の1、乙340、乙344 所在の森林

スギ（1,900本）、ヒノキ（2,400本）、マツ（3,000本）、クヌギ（3,000本）又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹（3,000本）

- (イ) 択伐により伐採することができる次の森林については、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に、それぞれ、次に掲げる樹種の満1年生以上の苗（当該苗と同等の根元径及び苗長を有するものであることを確認した苗を含む。）を、おおむね、1ヘクタール当たり次に定める植栽本数に、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から当該択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得られる率を乗じて算出される植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。

ただし、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為について、許可等がなされた場合において、当該許可等がなされた区域内において、当該許可等の際に条件として付した行為の期間内に限り、植栽することを要しないものとする。

字本谷乙297の1から乙297の3まで、乙298、乙300、乙301、乙305、乙307の1、乙307の2、乙308の1、乙308の2、乙309の1、乙309の2、乙310の1から乙310の3まで、乙313、乙315から乙318まで、乙320の2、乙320の3、乙321の1から乙321の3まで、乙322の1から乙322の3まで、乙323の2、乙325の1、乙325の2、乙327の1、乙327の3、乙327の11

から乙 327 の 22 まで、乙 327 の 24、乙 327 の 26 から 29 まで、乙 327 の 32、乙 327 の 33、乙 327 の 41 から乙 327 の 44 まで、乙 328、乙 336 の 1、乙 339 の 1、乙 340、乙 344 所在の森林

スギ (1,900 本)、ヒノキ (2,400 本)、マツ (3,000 本)、クヌギ (3,000 本)
又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該地域において的確な更新が可能である高木性の広葉樹 (3,000 本)